

社会福祉法人ケア21行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年9月1日～令和9年8月31日までの3年間

2 内容

目標 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする

<対策>

<対策>

- ・令和6年 9月1日～ 年次有給休暇の取得率を把握する
- ・令和6年10月1日～ 3か月に1回年休取得率をチェックし、取得率の低い職員へ取得を促す。